

奈良県広域水道企業団公平委員会議事規則をここに公布する。

令和8年5月15日

奈良県広域水道企業団公平委員会委員長 上崎 哉

奈良県広域水道企業団公平委員会規則第1号

奈良県広域水道企業団公平委員会議事規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第11条第5項の規定に基づき、奈良県広域水道企業団公平委員会（以下「公平委員会」という。）の議事に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、委員長が必要があると認めるとき又は委員の請求があったときに委員長が招集する。

2 委員長は、会議に提出する議題について記載した議事日程を作成して、あらかじめ委員に配付しなければならない。

3 議事日程に記載されていない事項は、委員全員の同意がなければ議題とすることができない。

(議長)

第3条 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。

(会議の公開)

第4条 会議は、委員の過半数の同意によって公開することができる。

(職員の出席)

第5条 委員長は、会議の庶務に従事させるため必要があると認めるときは、委員の同意を得て事務職員を会議に出席させることができる。

(議事録)

第6条 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の年月日、開催時刻及び場所
- (2) 会議に出席した者の職及び氏名
- (3) 会議に付した議案の件名
- (4) 委員の意見の要旨及びその委員の氏名
- (5) 採決された議案の題名（修正された場合は、その内容）
- (6) 否決された議案の題名及びその事由
- (7) その他記載することを必要と認められる事項

2 議事録は、委員全員が署名して確定する。

3 第4条の規定により公開することとなった会議の議事録は、これを公開する。

(その他)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。